

## 結 果 の 概 要

### 1 人権侵犯事件

#### (1) 人権侵犯事件の推移

平成24年に全国の法務局及び地方法務局で取り扱った人権侵犯事件（人権が侵害された疑いのある事件をいう。）の総数は23,866件（うち新規救済手続開始（以下「新規開始」という。）件数は22,930件），処理件数は22,694件となっている。

平成19年以降における人権侵犯事件の推移は，第1表のとおりである。

平成24年は，対前年比では，取扱総数で3.7%，新規開始件数で3.4%，処理件数で2.8%といずれも増加している。また，平成19年を100とした指数でも，取扱総数は107.0ポイント，新規開始件数は106.6ポイント，処理件数は104.7ポイントといずれも上昇している。

第1表 人権侵犯事件の推移

年次	取扱総数	(うち) 新規開始	処 理	未 済	指 数 (平成19年=100)			
					取扱総数	(うち) 新規開始	処 理	未 済
平成19年	22,309	21,506	21,672	637	100.0	100.0	100.0	100.0
20	22,049	21,412	21,298	751	98.8	99.6	98.3	117.9
21	21,964	21,218	21,309	655	98.5	98.7	98.3	102.8
22	22,358	21,696	21,500	858	100.2	100.9	99.2	134.7
23	23,010	22,168	22,072	938	103.1	103.1	101.8	147.3
24	23,866	22,930	22,694	1,172	107.0	106.6	104.7	184.0
	[ 対 前 年 比 (%) ]							
平成24年	3.7	3.4	2.8	24.9				

(2) 人権侵犯事件の新規開始内訳による構成比

平成19年以降の新規開始内訳による構成比は、第2表のとおりである。

平成24年の構成比は、申告（委員受）55.6%、申告（職員受）41.8%の順となっており、この2つで全体の約97%を占めている。

第2表 人権侵犯事件の新規開始内訳による構成比

(単位:%)

年次	総数	申告 (職員受)	申告 (委員受)	人権擁護 委員の通報	関係官公署 の通報	情報	移送
平成19年	100.0	43.9	54.0	0.1	0.3	1.6	0.1
20	100.0	41.9	55.9	0.1	0.4	1.7	0.0
21	100.0	43.6	54.2	0.0	0.3	1.9	0.0
22	100.0	42.3	54.9	0.0	0.3	2.5	0.0
23	100.0	40.9	57.0	0.0	0.2	1.8	0.0
24	100.0	41.8	55.6	0.1	0.1	2.3	0.1

### (3) 新規開始事件の種類別指数の推移

平成19年以降における新規開始事件の種類別指数の推移等は、第3表のとおりである。対前年比では、私人等の侵犯事件は2.2%減少し、公務員等の侵犯事件は22.2%増加している。私人等の侵犯事件のうちでは、労働権が22.3%、差別待遇が3.6%増加している。構成比については、私人等の侵犯事件が72.6%と高い割合を占めている。

また、平成19年を100とする指数では、私人等の侵犯事件が94.2ポイントと5.8ポイント低下しているのに対し、公務員等の侵犯事件は、164.1ポイントと64.1ポイント上昇している。私人等の侵犯事件のうちでは、労働権（150.5ポイント）などは上昇しているが、強制・強要（77.5ポイント）などは低下している。

第3表 人権侵犯事件の新規開始の種類別指数の推移

種 類	指 数 (平成19年=100)						平成24年		
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	件 数	前年比 (%)	構成比 (%)
総 数	100.0	99.6	98.7	100.9	103.1	106.6	22,930	3.4	100.0
私人等の侵犯	100.0	101.6	100.2	95.9	96.3	94.2	16,646	-2.2	72.6
暴行・虐待	100.0	106.7	103.3	97.0	103.8	100.8	4,977	-2.9	21.7
差別待遇	100.0	96.3	94.0	84.8	89.6	92.9	780	3.6	3.4
プライバシー	100.0	96.2	110.5	103.5	105.7	102.8	1,740	-2.7	7.6
労働権	100.0	109.3	121.3	124.8	123.1	150.5	1,559	22.3	6.8
住居・生活の安全	100.0	100.3	96.7	94.4	90.6	86.0	3,542	-5.1	15.4
強制・強要	100.0	100.9	92.4	90.3	83.2	77.5	3,060	-6.8	13.3
その他	100.0	90.7	95.9	86.8	96.7	89.4	988	-7.6	4.3
公務員等の侵犯	100.0	90.3	91.7	123.8	134.3	164.1	6,284	22.2	27.4
警察官	100.0	120.1	120.1	119.6	104.8	110.1	208	5.1	0.9
教職員	100.0	83.5	97.7	118.9	108.2	145.9	1,423	34.9	6.2
その他	100.0	90.7	87.5	125.9	145.9	174.6	4,653	19.7	20.3

#### (4) 人権侵犯事件の処理状況

平成24年における人権侵犯事件の処理件数は22,694件で、前年に比べ2.8%増加している。

平成19年以降における人権侵犯事件の処理区分別構成比は、第4表のとおりである。

構成比については、例年とほとんど変化がなく、援助が93.7%と最も多く、次いで、侵犯事実不明確(2.4%)、要請(0.9%)、啓発(0.7%)、打切り(0.6%)などの順となっている。また、処理率は、95.1%と前年に比して0.8ポイント低下している。

第4表 人権侵犯事件の処理区分別構成比の推移

(単位:%)

処理区分	構成比					
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
援助	91.0	92.7	92.3	93.0	94.1	93.7
調整	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4
要請	0.8	0.8	0.8	1.0	0.7	0.9
説示	0.9	0.7	0.7	0.7	0.4	0.5
勧告	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
通告	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
告発	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
措置猶予	0.4	0.2	0.1	0.2	0.3	0.2
侵犯事実不存在	2.6	1.9	1.5	0.4	0.3	0.4
侵犯事実不明確	1.8	1.6	2.5	2.8	2.6	2.4
打切り	0.6	0.4	0.5	0.6	0.5	0.6
中止	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
移送	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
啓発	1.2	1.0	1.0	0.8	0.5	0.7
処理率	97.1	96.6	97.0	96.2	95.9	95.1

(注) 1 統計表第1表「種別別 人権侵犯事件の受理及び処理件数」中の「援助」から「啓発」までの各区分をすべて合算した数値(総数:22,878件)を基に算出したものである(12-00-1の脚注4参照)。

$$2 \text{ 処理率} = \frac{\text{処理件数}}{\text{取扱総数}} \times 100$$

## 2 人権相談

### (1) 人権相談の受理状況

平成24年に全国の法務局及び地方法務局並びに人権擁護委員が取り扱った人権相談（人権問題に関して国民の相談に応じ、その過程で必要な措置を採ることにより、国民に保障されている基本的人権を擁護し、併せて自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とする活動をいう。）は、266,489件となっている。

人権相談の種類別受理件数及び取扱別件数は、それぞれ第5表及び第6表のとおりである。

種類別の件数については、私人等に関するものが236,258件と全体の約9割を占める状況にあることは従前と変わりはない。公務員等の職務執行に関するものは、前年に比べて1,991件増加し、構成比も10.6%から11.3%に上昇している。

また、取扱別の件数については、常設相談所が204,027件で全体の76.6%、特設相談所が52,442件で同じく19.7%、人権擁護委員が自宅で取り扱った相談件数は10,020件で全体の3.8%となっている。また、人権相談の取扱者別で見ると、人権擁護委員が155,178件で全体の58.2%、職員が111,311件で同じく41.8%となっている。

第5表 人権相談の種類別受理件数

種 類	件 数 (構成比 (%))
総 数	266,489 (100.0)
私 人 等 に 関 す る も の	236,258 (88.7)
暴 行 ・ 虐 待	14,649 (5.5)
差 別 待 遇	5,045 (1.9)
プ ラ イ バ シ ー	9,730 (3.7)
労 働 権	8,208 (3.1)
住 居 ・ 生 活 の 安 全	56,008 (21.0)
強 制 ・ 強 要	17,450 (6.5)
そ の 他	125,168 (47.0)
公 務 員 等 の 職 務 執 行 に 関 す る も の	30,231 (11.3)
警 察 官 員	2,836 (1.1)
教 職 員	6,339 (2.4)
そ の 他	21,056 (7.9)

第6表 人権相談の取扱別件数

取 扱	件 数 (構成比 (%))
総 数	266,489 (100.0)
常 設 相 談 所	204,027 (76.6)
職 員 取 扱	106,453 (39.9)
委 員 取 扱	97,574 (36.6)
特 設 相 談 所	52,442 (19.7)
職 員 取 扱	4,858 (1.8)
委 員 取 扱	47,584 (17.9)
人 権 擁 護 委 員 自 宅	10,020 (3.8)

## (2) 人権相談の処理状況

平成19年以降における人権相談事件の処理区分別構成比の推移は、第7表のとおりである。

平成24年における人権相談の処理状況は、助言が総件数の74.3%を占め、次いで、切替えが8.3%などとなっており、例年に比べ大きな変動はない。

第7表 人権相談の処理区分別構成比の推移

(単位:%)

処 理 区 分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
助 言	84.4	82.4	80.6	77.5	77.0	74.3
切 替 え	7.5	7.8	8.0	7.5	8.2	8.3
通 報	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
紹 介	0.4	0.4	0.5	0.4	0.3	0.3
そ の 他	7.7	9.4	10.9	14.6	14.5	17.1